明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務一五五）　一
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件（財務・農林水産・経済産業四）　三
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量教習、阪神高速道路株式会社工事開始、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任・清算結了・清算人退任、企業年金基金設立関係　四三
地方公共団体
高圧ガス保安法に基づく指定保安検査機関の指定関係　四五
会社その他
会社決算公告　四九